

令和6年12月27日
医薬発1227第2号
20241218保局第1号
環保安発第2412272号

厚生労働省医薬局長

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

環境省大臣官房環境保健部長

「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」
の一部改正について

「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」（平成23年3月31日付け薬食発0331第9号、平成23・03・29製局第7号、環保安発第110331011号）の一部を下記のとおり改正し、令和6年12月27日から施行する。

記

別添試験施設に関する基準適合確認実施要領における〔様式3〕を別紙のとおり改める。

様式3

試験施設廃止届出書

年 月 日

厚生労働省医薬局長
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
又は環境省大臣官房環境保健部長 殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話、担当者氏名）

試験施設に関する基準適合確認実施要領5に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 試験施設の名称及び所在地
2. 最近時点の確認年月日及び番号
3. 廃止する試験項目
4. 廃止の理由
5. 廃止の時期
6. 廃止後の試資料の移管先一覧

- (注) 1) 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
2) 届出のあて先は、分解度試験及び濃縮度等試験については経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官、毒性等試験については厚生労働省医薬局長、動植物毒性試験については環境省大臣官房環境保健部長とする。

- 3) 廃止後の試資料の移管先一覧は、保管場所の名称及び所在地並びに連絡先（電話、e-mailアドレス、担当者所属部署及び担当者氏名）及び移管試資料一覧（試験成績名等、移管試資料が特定できる形で作成すること。）を記載すること。